

地域の感染状況を踏まえた県外での教育活動の実施について  
(令和3年1月末まで)

令和2年12月17日  
栃木県教育委員会

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に広がる中、県立学校における県外での教育活動については、令和3年1月末まで、下記により実施することとする（終期は予定、状況を見て変更することがある）。

なお、修学旅行については、既に別途発出した「目的地等の感染状況を踏まえた修学旅行の実施について（通知）」（令和2年12月10日付け学安第684号）によることとする。

記

1 基本的な考え方

次の(1)～(3)の県外での教育活動については、本県の感染状況はもとより、活動場所となる都道府県が自らの地域の感染状況をどのように判断し、住民に対しどのような協力要請を行っているか等を踏まえて慎重に判断することとする。

- (1) 宿泊を伴う活動（スキー教室、学習合宿等）
- (2) 宿泊を伴わない活動（遠足、課題研究発表会、ボランティア活動、弁論大会等）
- (3) 部活動の遠征や合宿等（日帰りを含む）

2 県外での教育活動の中止又は変更の判断基準

次のいずれかの場合には、中止又は活動場所や日程の変更を行うことを前提に実施の可否を検討する。

【中止又は変更の判断基準】

- (1) 栃木県内の感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条又は第45条に基づき、栃木県知事から県民に対し、県外への往来の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- (2) 活動場所となる都道府県全域又は一部地域の感染状況を踏まえ、特措法第24条又は第45条に基づき、当該都道府県知事から住民に対し、地域外への往来の自粛又は不要不急の外出の自粛の要請がある場合。
- (3) 活動場所となる都道府県全域又は一部の地域について、感染が急速に拡大していることにより、当該知事が、政府分科会による警戒レベルのステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達した地域（「感染が拡大している地域（感染拡大地域）」）と判断した場合。

3 地域の感染状況に応じた行動要請に関する情報提供

学校から問合せのあった都道府県について、次の項目に関する情報を学校安全課から随時提供するので、計画内容について早めに問合せ先に連絡願います。

[学校安全課から提供する情報内容]

- ・特措法に基づく都道府県民への行動要請内容
- ・「感染拡大地域」（上記2(3))の該当の有無

(参考)令和2年12月16日現在の「感染拡大地域」

札幌市、大阪市、東京都、名古屋市、広島市

[情報提供の方法]

- ・おおるりネットライブラリにおいて随時更新

(01 教育委員会事務局→★当面実施予定のある県立学校修学旅行地の要請状況★)

#### 4 その他の確認事項

(1) 部活動などの全国大会や関東大会等への参加を検討する場合は、下記の条件を全て満たす必要がある。

□高体連及び中体連、各中央競技団体、高文連及び中文連、各種文化活動関係団体などの主催による大会等であること。

□主催団体による感染防止対策が十分講じられていること。

□会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を徹底すること。

□参加する児童生徒及び保護者に感染防止対策等について十分な説明を行い、大会参加への理解と同意を得ていること。

(2) 部活動における練習試合等は、実施会場が県内外であるかを問わず、上記2(2)(3)の該当地域の学校等とは行わない。

(3) 本人の進路を実現させるため大学受験等で県外へ行く場合は、十分な感染防止対策を講じた上で参加させる。

#### 【問合せ先】

・届出や承認を要する学校行事等

学校安全課 学校安全担当 028-623-2964

・届出や承認を要しない学校行事等、文化部活動

高校教育課 指導担当 028-623-3382

特別支援教育室 特別支援教育担当 028-623-3381

・運動部活動

スポーツ振興課 競技力向上対策室 028-623-3415